

2019年11月6日

各 位

会社名 東京貴宝株式会社  
代表者 代表取締役社長 政木 喜仁  
(コード番号 7597)  
問合せ先 取締役管理部長 染 未良生  
(TEL 03-3834-6261)

## 元取締役に対する損害賠償請求にかかる合意書の締結 及び特別利益の計上見込みに関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の元代表取締役である中川千秋氏(以下、中川氏という)による不適切な取引(以下、本件不適切取引という(注))について、損害賠償請求を行うことを決議し、中川氏との間で当社の請求に対する支払について合意書の締結を決議いたしました。また、本件に伴い特別利益を計上する見込みでありますので併せてお知らせいたします。

(注) 詳細は、平成30年12月14日付「第三者委員会の調査報告書の受領及び調査結果に関するお知らせ」をご参照ください。

### 記

#### 1. 元取締役に対する損害賠償請求にかかる合意書の締結について

当社取締役会は、第三者委員会の調査報告書を基礎として中川氏が行った不適切取引により当社が被った逸失利益相当分の損害額(以下、損害額という)を精査して参りました。

その結果、中川氏のプライベートカンパニーについて、中川氏が実質支配をしていたと認められる期間を株式会社ジョイが2009年8月期から2018年8月期まで、株式会社イーストが2014年8月期から2017年8月期まで、株式会社プラスの2018年8月期を損害賠償の対象期間と致しました。

当該期間に受けた当社の損害額は、総額で240百万円と認定致しました。第三者委員会の費用や有価証券報告書等の訂正に係る会計監査人等の費用も損害額に追加すべきかについても社内において議論致しました。しかし、本件不適切取引が発生したことでこれらの費用が発生したことは事実ではありますが、第三者委員会の設置・運営は疑義が生じた時点で当然必要な手続きであって、ガバナンス再構築のためには必要不可欠なプロセスであると考え、損害額には加えないことと致しました。

これにより、上記240百万円を本件不適切取引に係る損害賠償請求額として中川氏に支払いを求めることとし、中川氏と協議した結果、上記損害額合計240百万円を支払うという合意に至り、このうち、本日付にて163百万円を受領し、残金については可及的速やかに支払う等の旨の合意書を締結することを決議いたしました。

#### 2. 業績に与える影響

1. に記載の請求金額については、入金を確認したうえで第3四半期会計期間に240百万円を特別利益として計上する予定です。

なお、本日付「2020年3月期第2四半期累計期間業績予想値と実績値との差異及び通期業績予想の修正に関するお知らせ」にて、当該特別利益を反映した2020年3月期の業績予想を開示しております。

以上